

# 平成27年9月定例会議 参考資料

1. 議案第61号	平成26年度小松島市一般会計歳入歳出決算の認定について	2
2. 議案第62号	平成26年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
3. 議案第63号	平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	2
4. 議案第64号	平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
5. 議案第65号	平成26年度小松島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
6. 議案第66号	平成26年度小松島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
7. 議案第67号	平成26年度小松島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
8. 議案第68号	平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2
9. 議案第69号	平成26年度小松島市水道事業会計決算の認定について	3
10. 議案第70号	平成26年度小松島市自動車運送事業会計決算の認定について	5
11. 議案第71号	平成27年度小松島市一般会計補正予算(第1号)	7
12. 議案第72号	平成27年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	10
13. 議案第73号	平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	10
14. 議案第74号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	11
15. 議案第75号	小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について	13
16. 議案第76号	小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	14
17. 議案第77号	小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	23
18. 議案第78号	小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について	25
19. 議案第79号	訴えの提起について	27
20. 議案第80号	市道の路線の認定について	29
21. 報告第11号	平成26年度小松島市健全化判断比率の報告について	30
22. 報告第12号	平成26年度小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について	31
23. 報告第13号	平成26年度水道事業資金不足比率の報告について	32
24. 報告第14号	平成26年度自動車運送事業資金不足比率の報告について	33
25. 報告第15号	平成26年度小松島市土地開発公社決算の報告について	34
26. 報告第16号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定)	35

平成 26 年 度

小 松 島 市 歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

(単位：円)

会 計 名		区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越すべき財源	翌年度へ繰越又は繰上充用金(△印)
一 般 会 計			15,773,594,807	15,369,480,434	404,114,373	101,672,000	302,442,373
特 別 会 計	競 輪 事 業		9,271,974,066	9,262,211,181	9,762,885	0	9,762,885
	後 期 高 齢 者 医 療		506,395,981	497,115,121	9,280,860	0	9,280,860
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業		13,828,209	255,324,677	△ 241,496,468	0	△ 241,496,468
	国 民 健 康 保 険		4,947,079,136	4,893,321,988	53,757,148	0	53,757,148
	土 地 取 得 事 業		15,000,000	15,000,000	0	0	0
	介 護 保 険		3,622,499,729	3,601,866,762	20,632,967	0	20,632,967
	公 共 下 水 道 事 業		495,218,555	494,138,555	1,080,000	1,080,000	0
合 計			34,645,590,483	34,388,458,718	257,131,765	102,752,000	154,379,765

# 第1 平成26年度 小松島市水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

### 収入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備考	
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係る財 源 充 当 額	合 計			決算額のうち仮 受消費税及び 地方消費税の 額	
第1款 水道事業収益	円 713,274,000	円 0	円 0	円 713,274,000	円 699,776,139	円 △ 13,497,861	円 47,216,447	
第1項 営業収益	670,455,000	0	0	670,455,000	656,340,353	△ 14,114,647	47,179,085	
第2項 営業外収益	42,814,000	0	0	42,814,000	43,422,010	608,010	36,706	
第3項 特別利益	5,000	0	0	5,000	13,776	8,776	656	

### 支出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不 用 額	備考	
	当初予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支 出 額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰 越 額	合 計				決算額のうち仮 払消費税及び 地方消費税の 額	
第1款 水道事業費用	円 850,367,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 850,367,000	円 0	円 850,367,000	円 774,862,499	円 0	円 75,504,501	円 12,184,910	
第1項 営業費用	582,173,000	0	0	0	0	582,173,000	0	582,173,000	514,232,447	0	67,940,553	12,183,294	
第2項 営業外費用	125,097,000	0	0	0	0	125,097,000	0	125,097,000	119,202,048	0	5,894,952	0	
第3項 特別損失	142,997,000	0	0	0	0	142,997,000	0	142,997,000	141,428,004	0	1,568,996	1,616	
第4項 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	100,000	0	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 118,006,000	円 70,660,000	円 188,666,000	円 20,000,000	円 0	円 208,666,000	円 183,528,705	円 △ 25,137,295	円 774,400
第1項 補 助 金	47,354,000	△ 5,100,000	42,254,000	20,000,000	0	62,254,000	61,330,000	△ 924,000	0
第2項 負 担 金	18,551,000	0	18,551,000	0	0	18,551,000	4,392,305	△ 14,158,695	0
第3項 加 入 金	20,509,000	0	20,509,000	0	0	20,509,000	10,454,400	△ 10,054,600	774,400
第4項 他 会 計 長 期 貸 付 金 償 還 金	31,592,000	75,760,000	107,352,000	0	0	107,352,000	107,352,000	0	0

## 支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年繰越額			不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額		合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額			合 計
第1款 資本的支出	円 633,699,000	円 △ 99,110,000	円 0	円 534,589,000	円 88,284,000	円 0	円 622,873,000	円 583,698,383	円 7,176,600	円 0	円 7,176,600	円 31,998,017	円 28,563,211
第1項 建 設 改 良 費	472,545,000	△ 99,110,000	0	373,435,000	88,284,000	0	461,719,000	422,545,368	7,176,600	0	7,176,600	31,997,032	28,563,211
第2項 企 業 債 償 還 金	161,154,000	0	0	161,154,000	0	0	161,154,000	161,153,015	0	0	0	985	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 400,169,678円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,920,494円、減価積立金161,153,000円、建設改良積立金167,085,000円、損益勘定留保資金49,011,184円で補てんした。

平成26年度 小松島市自動車運送事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当	合 計			
第1款 自動車運送事業収益	円 249,635,000	円 47,066,000	円 0	円 296,701,000	円 297,227,008	円 526,008	円 (うち仮受消費税) 2,264,847
第1項 営業収益	50,584,000	1,438,000	0	52,022,000	53,665,635	1,643,635	(うち仮受消費税) 2,167,523
第2項 営業外収益	199,051,000	△30,188,000	0	168,863,000	167,746,133	△1,116,867	(うち仮受消費税) 97,324
第3項 特別利益	0	75,816,000	0	75,816,000	75,815,240	△760	(うち仮受消費税) 0

支出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 自動車運送事業費用	円 400,276,000	円 22,074,000	円 0	円 0	円 0	円 422,350,000	円 0	円 422,350,000	円 411,077,443	円 0	円 11,272,557	円 (うち仮払消費税) 4,100,554
第1項 営業費用	220,464,000	△16,596,000	0	0	0	203,868,000	0	203,868,000	194,583,310	0	9,284,690	(うち仮払消費税) 4,098,554
第2項 営業外費用	21,767,000	0	0	0	0	21,767,000	0	21,767,000	19,784,600	0	1,982,400	(うち仮払消費税) 2,000
第3項 特別損失	158,045,000	38,670,000	0	0	0	196,715,000	0	196,715,000	196,709,533	0	5,467	(うち仮払消費税) 0

\* 消費税及び地方消費税還付金 484,045 円は、営業外収益に含まれている。

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定による 繰越額に係る 財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 300,000	円 2,931,000	円 3,231,000	円 0	円 0	円 3,231,000	円 3,136,740	円 △94,260	円 (うち仮受消費税) 208,800
第1項 補助金	300,000		300,000	0	0	300,000	204,000	△96,000	(うち仮受消費税) 0
第2項 固定資産売却代金	0	2,931,000	2,931,000	0	0	2,931,000	2,932,740	1,740	(うち仮受消費税) 208,800

支出

区 分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額			不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額	流用増 減額	小 計	地方公営企 業法第26 条の規定 による繰 越額	継続費 繰越額		合 計	地 公 企 法 26 の 定 よ 繰 越 額	方 営 業 第 26 条 規 定 に よ る 繰 越 額			費 繰 越 額
第1款 資本的支出	円 28,764,000	円 75,760,000	円 0	円 104,524,000	円 0	円 0	円 104,524,000	円 104,463,520	円 0	円 0	円 0	円 60,480	円 (うち仮払消費税) 19,520
第1項 建設改良費	324,000	0	0	324,000	0	0	324,000	(注) 263,520	0	0	0	60,480	(うち仮払消費税) 19,520
第2項 他会計長期 借入金償還金	28,440,000	75,760,000	0	104,200,000	0	0	104,200,000	104,200,000	0	0	0	0	(うち仮払消費税) 0

\* 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 101,326,780 円は、過年度分損益勘定留保資金 3,932,201 円、当年度分損益勘定留保資金 97,394,579 円で補てんした。

建設改良費 263,520 円は運輸事業振興助成交付金の対象事業である。

(注)建設改良費 263,520 円は、バス停留所用時刻表示板 263,520 円である。

平成27年度9月補正予算分析資料

1 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
市 税		4,153,600	4,153,600	
地 方 譲 与 税		115,001	115,001	
利 子 割 交 付 金		10,000	10,000	
配 当 割 交 付 金		36,000	36,000	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		38,000	38,000	
地 方 消 費 税 交 付 金		600,000	600,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		10,000	10,000	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		30,000	30,000	
地 方 特 例 交 付 金		14,000	14,000	
地 方 交 付 税	66,478	3,266,000	3,332,478	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000	8,000	
分 担 金 及 び 負 担 金		192,558	192,558	
使 用 料 及 び 手 数 料		292,656	292,656	
国 庫 支 出 金	17,250	3,021,434	3,038,684	下記参照
県 支 出 金	70,093	988,201	1,058,294	下記参照
財 産 収 入		47,967	47,967	
寄 附 金		12,100	12,100	
繰 入 金		323,936	323,936	
繰 越 金		100	100	
諸 収 入	8,160	200,247	208,407	下記参照
市 債	167,300	3,523,200	3,690,500	
歳 入 合 計	329,281	16,883,000	17,212,281	

歳入区分の内訳

国庫支出金の内訳

社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	3,171
母子家庭等高等職業訓練促進事業費国庫補助金	863
放課後児童健全育成事業国庫補助金	6,161
適正実施推進事業費国庫補助金	162
南小松島第三学童保育クラブ整備費国庫補助金	3,693
地域環境保全対策費国庫補助金	3,200
	17,250

県支出金の内訳

身体障がい者住宅改造成事業費県補助金	300
放課後児童健全育成事業費県補助金	6,161
南小松島第三学童保育クラブ整備費県補助金	3,693
農山漁村活性化プロジェクト交付金	59,538
海面環境保全推進事業費県補助金	△1,313
地域の担い手・頑張る消防団応援事業費県補助金	700
発達障害理解推進拠点事業県委託金	600
道徳教育実践教育事業県委託金	414
	70,093

諸収入の内訳

市町村振興協会助成金	2,000
地方庁運動費助成金	160
地域防災組織育成事業助成金	1,000
目佐用水路浚渫業務負担金	5,000
	8,160

## 2 目的別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
議 会 費		215,458	215,458	
総 務 費	7,181	1,253,456	1,260,637	
民 生 費	67,257	6,108,568	6,175,825	
衛 生 費	6,977	1,995,782	2,002,759	
農 林 水 産 業 費	83,515	305,221	388,736	
商 工 費	11,787	44,631	56,418	
土 木 費	20,801	1,068,117	1,088,918	
消 防 費	121,932	605,813	727,745	
教 育 費	9,831	3,496,386	3,506,217	
公 債 費		1,768,501	1,768,501	
諸 支 出 金		16,067	16,067	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	329,281	16,883,000	17,212,281	

## 3 性質別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
人 件 費	11,787	2,963,229	2,975,016	
議 員 等 特 別 職 の 給 与		235,112	235,112	
職 員 給	9,666	2,030,168	2,039,834	
そ の 他	2,121	697,949	700,070	
物 件 費	33,788	1,902,173	1,935,961	
維 持 補 修 費	5,913	27,399	33,312	
扶 助 費		3,211,626	3,211,626	
補 助 費 等	5,825	1,828,193	1,834,018	
普 通 建 設 事 業 費	266,952	3,944,568	4,211,520	
補 助 事 業 費	38,332	2,865,688	2,904,020	
単 独 事 業 費	228,620	1,078,880	1,307,500	
災 害 復 旧 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
失 業 対 策 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
公 債 費		1,768,501	1,768,501	
積 立 金		13,067	13,067	
貸 付 金		4,800	4,800	
繰 出 金	5,016	1,214,444	1,219,460	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	329,281	16,883,000	17,212,281	



## 平成 27 年度 事業費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	普通建設事業	(4,211,520) 266,952	(729,485) 5,601	(81,529) 63,231	(3,129,300) 167,300	(36,180) 6,000	(235,026) 24,820	
	1 補助事業	(2,904,020) 38,332	(729,485) 5,601	(17,183) 3,693	(2,141,900) 27,400		(15,452) 1,638	
民 生	番号制度対応システム整備事業	(35,525) 21,598	(4,600) 1,908		(30,700) 19,500		(225) 190	生活保護・児童手当・保育料システム
	南小松島第三学童保育クラブ整備事業	16,734	3,693	3,693	7,900		1,448	

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	2 単独事業	(1,307,500) 228,620		(64,346) 59,538	(987,400) 139,900	(36,180) 6,000	(219,574) 23,182	
総務	情報通信技術環境整備事業	3,315					3,315	パソコン購入
民生	保育所耐震化事業	827			800		27	立江保育所耐震補強工事設計
衛生	ミリカホール施設整備事業	(18,500) 3,000			(13,800) 2,200		(4,700) 800	外壁改修工事
農 林 水 産 業	農道・排水路整備事業	(35,705) 20,713				(16,100) 5,000	(19,605) 15,713	目佐用水路浚渫
	地域農業振興事業	59,538		59,538			0	きゅうり選果機導入補助
土 木	排水機場等改修事業	(6,500) 5,500			(5,600) 4,900		(900) 600	和田島地区排水機場改修工事
	地域下水処理施設管理事業	(18,000) 2,000			(18,000) 2,000		0	自動水質計測器設置工事
	金磯地区避難路整備事業	(42,000) 7,000			(41,300) 6,300		700	水道管移転補償費
消防	消防施設整備事業	(137,101) 119,101			(136,000) 118,000	1,000	101	はしご付消防自動車購入費、可搬ポンプ一式購入費、消火栓新設（江田町字腰前）
教育	幼稚園、小中学校施設整備事業	(17,126) 7,626			(7,800) 5,700		(9,326) 1,926	和田島幼稚園屋上防水工事

## 平成27年度 特別会計予算（9月）分析資料

### 1 後期高齢者医療特別会計

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
③ 繰 入 金	160,245	2,551	162,796	事務費繰入金
⑥ 国 庫 支 出 金	0	1,121	1,121	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金
歳 入 合 計	519,560	3,672	523,232	

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
① 総 務 費	27,587	3,672	31,259	後期高齢者システム番号制度対応業務委託料
歳 出 合 計	519,560	3,672	523,232	

### 2 国民健康保険特別会計

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
⑧ 繰 入 金	320,246	2,465	322,711	一般会計繰入金
歳 入 合 計	5,500,702	2,465	5,503,167	

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
① 総 務 費	72,013	2,465	74,478	高額療養費支給管理システム更改委託料
歳 出 合 計	5,500,702	2,465	5,503,167	

議案第74号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、自己の都合による退職手当の基本額に係る「傷病」の定義が地方公務員等共済組合法から削除されることに伴い、条例において同法を引用する部分について、厚生年金保険法を引用するよう改正するもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち傷病(<u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該</p>	<p>改正</p>

当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

ときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

議案第75号 小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、本市消防吏員が該当する「特定警察職員等」の定義が地方公務員等共済組合法から削除されることに伴い、条例において同法を引用する部分について、厚生年金保険法を引用するよう改正するもの。

小松島市職員の再任用に関する条例(平成13年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第25条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>改正</p>

議案第76号 小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）により、平成27年10月からマイナンバー制度が開始されることに伴い、マイナンバーをその内容に含む「特定個人情報」の取扱いについて、小松島市個人情報保護条例に規定するもの。

《主な改正内容》

- ①各条文について、個人情報に特定個人情報を含むか否かを明確化。（第1条他）
- ②「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「特定個人情報ファイル」等、マイナンバー制度に関する新たな定義を追加。（第2条）
- ③マイナンバーを含む特定個人情報については、本人の同意があっても、例外として認められる場合を除いて目的外利用できないなど、従来の個人情報よりも厳格な取扱いを規定。（第9条の2）
- ④特定個人情報保護評価を行う場合に意見を聴く第三者機関を小松島市情報公開・個人情報保護審査会とした。（第10条の2）  
※ただし、本市の場合、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第4条第1項第8号ロ（保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が1万人以上10万人未満かつ事務に従事する者の数が500人未満かつ特定個人情報の漏えい等の重大事故の発生がないこと）に該当するため、当面は第三者機関への意見聴取は不要。
- ⑤自己に係る特定個人情報の開示請求については、本人の委任による代理人が請求できることとした。（第13条第2項他）
- ⑥特定個人情報が不正に利用されているときは、利用停止等の請求ができることとした。（第20条第2項他）

小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、憲法の保障する個人の尊厳確保の理念に基づき<u>個人情報の収集等</u>についての基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、市政の適正な運営に資するとともに、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 個人情報の収集等 <u>個人情報の収集、保管(廃棄及び消去を含む。)</u>及び利用をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、憲法の保障する個人の尊厳確保の理念に基づき<u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）</u>の収集等についての基本的事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにし、市政の適正な運営に資するとともに、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 個人情報の収集等 <u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）</u>の収集、保管(廃棄及び消去を含む。)及び利用をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(9) <u>特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>(実施機関及び職員の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、<u>個人情報</u>の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た<u>個人情報</u>をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p><u>個人情報ファイル</u>をいう。</p> <p>(10) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された<u>特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(実施機関及び職員の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関の職員は、職務上知り得た<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
<p>(出資法人等の責務)</p> <p>第4条 小松島市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち実施機関が定めるものは、第1条の目的に即し、<u>個人情報</u>の保護のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(出資法人等の責務)</p> <p>第4条 小松島市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち実施機関が定めるものは、第1条の目的に即し、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）の保護のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の収集等を行うときは、<u>個人情報</u>が個人の基本的な人権に係る事項であることを深く認識し、個人情報の収集等について適切な保護措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、事業活動に伴い個人情報の収集等を行うときは、<u>個人情報</u>（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>）が個人の基本的な人権に係る事項であることを深く認識し、個人情報の収集等について適切な保護措置を講ずるよう努めなければ</p>	<p>改正</p>



(利用・提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用等を行うことができる。

(1)～(7) 略

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

ばならない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用・提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を収集目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外利用等を行うことができる。

(1)～(7) 略

3 実施機関は、目的外利用等をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用す

改正

改正

追加

追加

追加

(個人情報ファイルの作成等)  
第10条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。  
(1)～(6) 略  
2～4 略

ることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(個人情報ファイルの作成等)

第10条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

(1)～(6) 略

2～4 略

(特定個人情報保護評価)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

追加

追加

追加

追加

(自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第10条の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求手続)

第14条 前条第1項の規定に基づき自己情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であること

(自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、第10条の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次の各号に掲げる者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

(開示請求手続)

第14条 前条第1項の規定に基づき自己情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が別に定めるところにより開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報

改正

改正

改正

を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(自己情報の訂正、削除及び中止請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条又は第8条の制限を超えて自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

を含む。次条から第19条までにおいて同じ。)の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

### 3 略

(自己情報の訂正等の請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第7条又は第8条の制限を超えて自己情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第9条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の指定により特別の手続きが定められているとき

改正

改正

追加

	<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき</u> 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) <u>番号法第19条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該特定個人情報の提供の停止</p>	追加
<p>4 第13条第2項の規定は、<u>前3項</u>に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)の場合に準用する。</p> <p>(訂正等の請求による停止)</p>	<p>5 第13条第2項の規定は、<u>前各項</u>に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)の場合に準用する。</p> <p>(訂正等の請求による停止)</p>	改正
<p>第21条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該<u>個人情報</u>の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。</p> <p>(訂正等の実施)</p>	<p>第21条 実施機関は、前条の規定による自己情報の訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該<u>自己情報</u>の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な行政執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。</p> <p>(訂正等の実施)</p>	改正
<p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定により、自己情報の訂正等の請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報を訂</p>	<p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定により、自己情報の訂正等の請求を認める決定をしたときは、速やかに当該自己情報を訂</p>	

<p>正し，<u>削除し，又は目的外利用等を中止しなければならない。</u></p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第29条 法令等の規定により，<u>個人情報</u>が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧，謄本，抄本若しくは写しの交付，記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については，その定めるところによるものとし，この条例は適用しない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>正し，<u>削除し，目的外利用等を中止し，又は利用停止しなければならない。</u></p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第29条 法令等の規定により，<u>個人情報（特定個人情報を除く。）</u>が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧，謄本，抄本若しくは写しの交付，記録の訂正若しくは削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については，その定めるところによるものとし，この条例は適用しない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

議案第77号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年10月からマイナンバー制度が開始されることに伴い、小松島市情報公開・個人情報保護審査会でマイナンバーをその内容に含む「特定個人情報」を取り扱うこととなるため、所要の改正を行うもの。

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 個人情報保護条例第7条第2項、第8条第2項第7号及び第9条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 特定個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 個人情報保護条例第7条第2項、第8条第2項第7号、<u>第9条第</u></p>	<p>追加</p> <p>改正</p>

<p>第2項第6号の規定による事項</p> <p>2 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報又は<u>個人情報ファイル</u>に記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>2項第6号及び第10条の2の規定による事項</p> <p>2 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報、<u>個人情報ファイル</u>又は<u>特定個人情報ファイル</u>に記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------



議案第78号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年10月5日より、住民票を有する全ての方にマイナンバーの通知カードが交付され、平成28年1月からは希望者に個人番号カードが交付される。いずれのカードも初回は無料で交付されるものであるが、紛失した場合等の再交付手数料をそれぞれ定めるもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表 (平成27年10月5日施行)

現行	第1条による改正後	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p>(33) 情報開示事務手数料 1件につき 300円 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p>(34) 個人情報開示事務手数料 1件につき 350円 1件名とは、個人情報収集手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p>(35) その他の証明手数料 1件につき 350円</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) (略)</p> <p><u>(33) 通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p><u>(34) 情報開示事務手数料 1件につき 300円</u> 1件名とは、事案決定手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p><u>(35) 個人情報開示事務手数料 1件につき 350円</u> 1件名とは、個人情報収集手続等を一にするものをいう。情報の部分開示の場合も同様とする。</p> <p><u>(36) その他の証明手数料 1件につき 350円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p></p> <p>追加 改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表 (平成28年1月1日施行)

第1条による改正後	第2条による改正後	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カード発行手数料 1件につき 500円</u></p> <p>(33)～(36) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) (略)</p> <p><u>(32) 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円</u></p> <p>(33)～(36) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>

## 議案第79号 訴えの提起について

本事案は、平成25年9月定例会議において、(有)小松島リサイクルセンター(以下「同社」とする。)に対する建物収去と土地明渡を求める訴えの提起について議決承認をいただき、その後の訴訟において本市が勝訴した件の継続事案であります。

勝訴判決までの経緯については平成25年12月定例会議前の議案説明会において、議員各位にご報告しておりますが、その後の経過の概要につきましては、次のとおりであります。

### ○平成25年12月～

勝訴判決をうけて、同社に建物収去土地明渡及び滞納賃料支払を催告するも、履行がなかったため、徳島地方裁判所に建物収去命令申立て及び代替執行費用支払い申立てを行い、徳島地方裁判所執行官に強制執行の申立てを行った。

平成26年5月23日に執行官が強制執行に着手。執行官が手配した解体業者により建物の収去がなされ、同年6月26日に本市に土地が引き渡された。

### ○平成27年1月～

未払い賃料3,198,829円及び契約解除から土地明渡までの遅延損害金861,000円について徳島簡易裁判所に支払督促の申立てを行い、期限内に同社から異議がなかったため、確定判決と同等の効力がある仮執行宣言を得た。

その後、平成11年に同社との間で締結した事業用借地権設定契約に定める連帯保証人の相続人に支払いを求めるため、相続人調査を実施し、相続人2名を確認した。

2名のうち、相続人Aは同社の現代表者の配偶者として本事案に密接にかかわってきた人物である。

相続人Bは県外に居住していることから、まずは連帯保証債務の存在と支払いを求める依頼書を内容証明郵便で送付したところ、本市に連絡はあったものの、支払いの意思がない旨を告げられた。

このような経緯から、連帯保証債務の相続割合に基づいて相続人A及び相続人Bにそれぞれ支払を求める訴えを提起することとし、平成27年9月定例会議の議案として提案するものであります。

○債権合計 11,139,863円

(内訳)

平成21年度から契約解除までの未払い賃料 3,198,829円

契約解除から土地明渡までの遅延損害金 861,000円

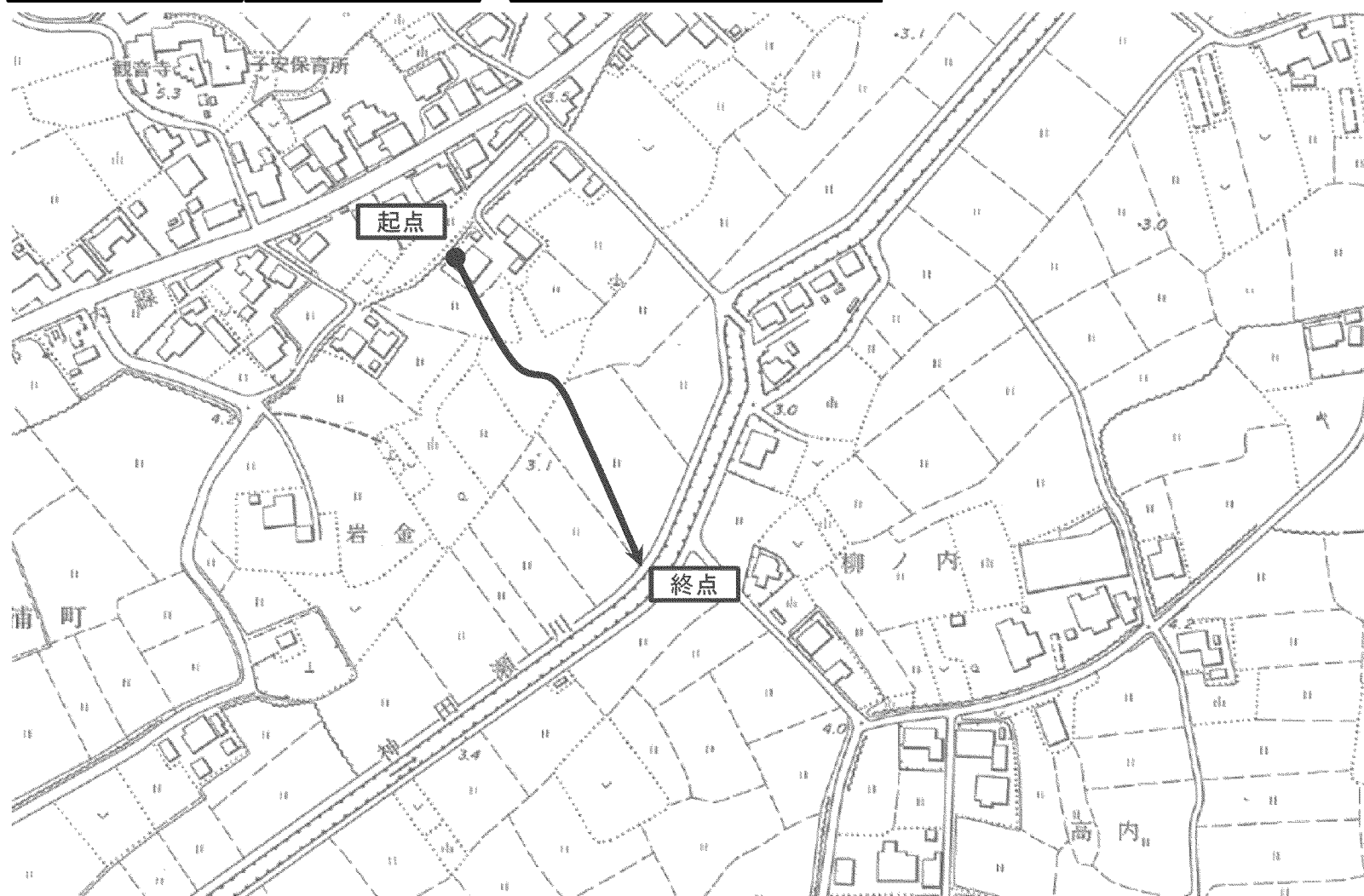
建物収去の代替執行費用から差し押さえ動産売却収入を控除した残金 7,078,860円

支払督促に係る費用 1,174円

路線位置図

田浦44号線

新認定路線区間



報告第11号 平成26年度小松島市健全化判断比率の報告について

健全化判断比率の状況（平成26年度）

（単位：％）

標準財政規模 （千円）		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	うち臨時財政対策債 発行可能額	健全化判断比率	※(0.67) -	※(9.79) -	13.6	84.4
		早期健全化基準	13.52	18.52	25.0	350.0
8,970,449	689,623	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、比率が－（マイナス）時には数値として現れないため、黒字の比率を表示。

報告第12号 平成26年度小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について

## 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比 率 名	平 成 2 6 年 度	経 営 健 全 化 基 準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

報告第13号 平成26年度小松島市水道事業資金不足比率の報告について

## 水 道 事 業 会 計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比 率 名	平 成 2 6 年 度	経 営 健 全 化 基 準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)



報告第14号 平成26年度小松島市自動車運送事業資金不足比率の報告について

## 自動車運送事業会計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比率名	平成26年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

## 第1 平成26年度 決算報告書

### 収 入

(単位：円)

款・項	予算現計額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減
1 事業収益	0	0	0
① 土地売却収入	0	0	0
② 事務費収入	0	0	0
2 借入金	80,000,000	0	-80,000,000
① 借入金	80,000,000	0	-80,000,000
3 繰越金	2,620,000	2,620,828	828
① 繰越金	2,620,000	2,620,828	828
4 事業外収入	1,000	506	-494
① 利息収入	1,000	506	-494
② 雑収入	0	0	0
5 流動負債	30,000,000	30,000,000	0
① 一時借入金	30,000,000	30,000,000	0
合 計	112,621,000	32,621,334	-79,999,666

### 支 出

(単位：円)

款・項	予算現計額	決算額	不用額
1 事業資産	80,000,000	0	80,000,000
① 先行取得用地費	80,000,000	0	80,000,000
2 管理費	182,000	169,745	12,255
① 一般管理費	182,000	169,745	12,255
3 借入金償還金	30,000,000	30,000,000	0
① 借入金償還金	30,000,000	30,000,000	0
4 予備費	2,439,000	0	2,439,000
① 予備費	2,439,000	0	2,439,000
合 計	112,621,000	30,169,745	82,451,255

## 損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	7,722円
相手方	阿南市羽ノ浦町在住の女性
事故発生年月日	平成27年5月1日
事故発生場所	市道立江31号線(小松島市立江町字馬渕)
事故の概要	

被害者運転の軽自動車が入り市道を走行中、道路中央付近に空いていた穴に左前輪がはまり、同箇所タイヤ1本がパンクしたもの。

平成27年6月5日専決

小松島市長 濱田 保徳